

千葉県生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業（以下「事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業の目的は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のうち、就労意欲が低下している等の理由で直ちに就労が困難で、既存の雇用施策の枠組みによる支援がなじまない者に対し、有期で一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行い、就労の促進につなげることとする。

(事業の実施)

第3条 事業の実施主体は千葉県とする。

2 千葉県は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施するため、株式会社、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他千葉県が適当と認める民間団体に業務を委託して実施するものとする。事業の受託者（以下「受託者」という。）は、委託契約内容に基づき事業を実施するものとする。

(支援対象者)

第4条 事業の支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 自立相談支援機関における支援計画に基づき、事業を受けることが適当と判断され、本市による生活困窮者自立支援法に基づく支援決定を受けた者で、以下の全ての要件を満たしている者。

ア 申請日の属する月における事業を申請した者（以下「申請者」という。）及び申請者と同一の世帯に属する者（以下この条において「申請者等」という。）の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を1.2で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法上の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における世帯申請者等の保有する預貯金の額が基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア 前号ア又はイに規定する額のうち、把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しない者であって、前号ア又はイに該当するものとなるおそれがある

こと。

ウ 千葉市長が支援を必要とすると判断した者であること。

(事業の業務分担)

第5条 事業の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 千葉市保健福祉局保護課（以下「保護課」という。）

ア 受託者との契約、関係機関との協議及び全体調整

イ 事業の支援計画を策定する自立相談支援機関との調整

(2) 受託者

ア 事業の実施

イ 事業に係る保護課との協議及び調整

ウ 事業の実施に係る報告

(支援対象者に対する支援期間)

第6条 支援対象者に対する支援期間は、最長で1年間とする。

2 就職に伴い事業の利用を終了した者は、再度事業を利用することはできない。ただし、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて事業を利用することが適当と判断され、本市による生活困窮者自立支援法に基づく支援決定を受けたときは、この限りでない。

(支援手順)

第7条 事業の支援手順は、次のとおりとする。

(1) 自立相談支援事業において作成される支援計画とは別に、個人毎に就労準備支援プログラムを作成する。

(2) 就労準備支援プログラムは、計画書と評価書で構成するものとし、文書化する。

(3) 計画書については、本人の状況や課題を、生活自立・社会自立・就労自立の各面で把握及び分析を行い、それぞれについて目標設定をした上で、支援対象者に提示し、同意を得ながら、具体的な支援内容を検討する。

(4) 評価書については、個別の支援内容について、支援実施後の振り返り（本人）、評価（就労準備支援担当者）を少なくとも1か月ごとに行い、その結果を記録するとともに、それらを踏まえ、必要に応じて計画書の見直しを行う。

(支援状況の確認)

第8条 受託者は、就労準備支援プログラムの達成状況等を踏まえ、自立相談支援機関によるモニタリングに協力する。

(支援結果の報告)

第9条 事業の支援結果の報告は、次のとおり行うものとする。

(1) 受託者は、就労準備支援プログラムの達成状況を、支援対象者の支援計画を策定した自立相談支援機関宛て、定期的に報告する。

(2) 受託者は、前号に規定するもののほか、千葉市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

(支援終了者への援助)

第10条 受託者は、自立相談支援機関において、本事業による支援の終結が決定された後においても、必要に応じ自立相談支援機関の支援計画に基づき、一定期間のフォローアップを実施し、職場定着支援を行う。

(個人情報保護)

第11条 受託者は、本事業の実施にあたって知り得た支援対象者及びその関係者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定されているところにより適正な取扱いに留意するとともに、他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。